

滞在先(雲南市以外)での不在者投票の方法

仕事などで雲南市外にいて、投票日当日に投票所で投票できない、あるいは期日前投票ができない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

② 不在者投票用紙を請求する前に、次のことをご確認ください。

- 投票用紙は滞在先の住所に郵送（速達・簡易書留）でお送りします。受け取りには署名（または押印）が必要となります。確実な受取りをお願いいたします。
- 不在者投票は、滞在先の不在者投票記載場所へお出かけいただき、投票しなければなりません。自宅などで記入されると無効票になります。
- 不在者投票ができる場所や時間は、必ず滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）へご確認ください。

| 不 在 者 投 票 の で き る 期 間 | |
|-----------------------|-------------------|
| 衆議院議員総選挙（小選挙区・比例区）のみ | 1月28日（水）～1月31日（土） |
| 衆議院議員総選挙（小選挙区・比例区） | 2月1日（日）～2月7日（土） |
| 最高裁判所裁判官国民審査 | |

※ 貴方の投票した投票用紙は郵便で雲南市へ届きます。2月8日（日）の投票所閉鎖時刻までに不在者投票が届かない場合、せっかくの投票が無効になりますので、郵送にかかる日数をご考慮の上、早めに投票にお出かけください。

② 以上のことを行なう前に、下記の方法で投票用紙の請求及び投票をしてください。

① 「不在者投票用紙等交付請求書」を、雲南市選挙管理委員会へ提出します。

- * 提出は、郵送またはご持参ください。（FAX・メールでの提出はできません）
- * 請求書様式は最寄の市区町村選挙管理委員会でも入手できます。（公示日前でも請求可能）
- * 請求書は選挙人ご本人が記入してください。

② 郵送で投票用紙などが届きます。

- * 請求書にご記入いただいた「現住所（投票用紙の送付先）」に、投票用紙等が郵便（速達・簡易書留）で届きます。今回の選挙は、衆議院議員総選挙と国民審査の投票期間が異なるため、両方の投票が可能な時期に投票用紙を送付しますのでご了承ください。

③ ただちに滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）に連絡してください。

- * 滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）に、不在者投票ができる場所と時間を確認してください。

④ ③で指定された場所に出掛けて、投票を行います。

- * 必ず指定された場所で、係員の指示に従って投票を行ってください。
- * 投票済みの投票用紙等は、滞在先の選挙管理委員会が雲南市選挙管理委員会へ郵送します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ・請求書の送付先】〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521番地1
雲南市選挙管理委員会事務局
TEL (0854) 40-1090 (直通)

